

発行所 (郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007・1447
編集責任者 中嶋 博
印刷所 関東図書株式会社
定価200円 (年間購読料参千円)
1985年9月25日発行
第17巻 第9号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 17 No. 9

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

1982年ソーシャルサービス法

The Social Services Act of 1982

理事 日本女子大学教授 一番ヶ瀬 康子

Prof. Yasuko Ichibangase

スウェーデンにおける1982年ソーシャルサービス法は、スウェーデンの社会福祉史上、画期的な立法である。それは、1763年の救貧法また1956年の公的扶助法に匹敵する画期的な立法であるとともに、北欧の福祉哲学として、国際的思潮に発展した“ノーマライゼーション”の具現化を、明確にしたものであるからである。しかもこの法律の実現に至るまで、スウェーデン国会の審議会では、10数年をかけて検討を重ねている。

この法律の制定によって、スウェーデンの社会福祉はいったいどのように変化をしたのであろうか。このことに関心があって、昨年夏から秋にかけ、2ヶ月程ストックホルムに出向き、いろいろと聴きとりを行ってきた。その結果いわれたことは、第1に医療と福祉の統合化がいっそう進められ、たとえば保健所とソーシャルサービスセンターが隣接あるいは同一建築物に設けられたり、またホームヘルパーと看護婦の連携プレイがより進められているということであった。

また参加の原則がよりいっそう徹底したこの法律のもとで、さまざまな場面で積極的に参加がなされているということであった。とりわけサービスハウスが設立される時など、それを利用しようと思っている高令者やそこで働こうと思っている人々によって委員会が持たれ、積極的な意見が展開されていることなどが語られていた。なお、従来の老人ホームは今後なくなるようになっており、

すべてサービスホームへ転換がなされるとのことであった。

しかし、限界もまた明らかであるとの指摘も、きびしかった。何よりもソーシャルサービス法は、枠組法である。それだけに、70年代の石油危機以後、結局は当初の意気込みよりもかなり後退したものであるという点であった。また、制定前からいわれたよりは、コミュニンの社会福祉の責任が強化されただけに、コミュニンの貧富によって、格差が生じるということであった。さらにいわれる不服申し立てがあっても、それに対するコミュニンの義務は不明確であり、努力目標にとどまっているともいわれていた。

もっともこの法が実施されてから、いまだ2年後のことである。それだけに今後、この新しい法律のもとに、経済的にも厳しい状況をふまえて、社会福祉への新しい実験がどのようにうまれてくるかは、大いに期待される。

目次

- 1982年ソーシャルサービス法……一番ヶ瀬康子… 1
(講演要旨)
転機に立つスウェーデンの社会
スウェーデン国会議員 ペール・ウンケル… 2
(Göteborg通信)
イヨーテボリイと「揚げ豆腐」…三瓶恵子… 5

転機に立つスウェーデンの社会

—自衛力増強と高福祉政策のはざままで

スウェーデン国会議員・穏健党 ペール・ウンケル

Mr. Per UNCKEL

今春、松前国際友好財団の招きで来日、約3週間にわたって日本の政財界、産業を視察、その印象を4月18日松前国際友好財団とスウェーデン社会研究所の共催する講演会で講演した。本稿は、東海教育研究所発行の「望星」8月号に掲載された、この講演の要旨を、同研究所の好意により転載したものである。

ここでは表題にしたがって以下の4つの点について述べてみたい。第1はスウェーデンの地勢学的条件について、第2はスウェーデンの政治情勢とその基礎について、第3はスウェーデンが直面している経済・社会的な諸課題について、そして第4に、これから4カ月のちに行われる総選挙によってどのような政治的局面が生まれるのかという予測について述べることにする。

ゆらぎはじめた社会民主党政権

まずはじめにスウェーデンが置かれている地勢学的条件とはどのようなものか。スウェーデンはご承知の通りノルウェー、フィンランド、デンマークとともに北ヨーロッパに位置している。これら4カ国はそれぞれ独自の特徴を持つ反面、多くの共通点もお互いに共有している。その長い歴史の中ではこれらの国々は統一した国家を形成した時代もあったし、分轄された時代もあった。スウェーデンはフィンランドを介して隣りの超大国であるソビエトに近く位置し、フィンランドとともにその影響力を強く受ける立場に立たされている。

スウェーデンの国土面積は日本よりも多少大きい、人口は日本に比べてきわめて少ない。その人口密度は1平方キロ当たり18人で、日本の316人という数字とはかなり開きがある。

政治制度は立憲君主制で、元首は国王陛下だが、その政治的権力は象徴的機能としてのきわめて狭い範囲に限定されている。伝統的に議会民主国家であり、1院制議会に349人の議員が選ばれている。政党別の議席配分の現状は、社会民主党が45.6パーセントで166議席。私が所属する穏健党が23.6パーセントで86議席。農民を支持層に持

つ中央党は15.5パーセント、56議席。自由党5.8パーセント、21議席。共産党5.6パーセント、20議席である。

しかし、最近の世論調査によると、この4カ月後に行われる総選挙では、革新系の社会民主党と中央党が大幅に後退するものと予測され、逆に保守系の自由党が党勢を拡大するだろうとみられている。いずれにしてもスウェーデンの政党勢力図は現在明らかに変化しつつあり、若い選挙民の政治意識は保守党と社会党とに2分されているといわれている。

永世中立と福祉国家のゆくえ

国際的にみてスウェーデンの国家運営には2つのきわ立った特徴が認められている。その1つは中立政策であり、もう1つは高度な社会福祉政策である。

スウェーデンは文化的には西側文化圏に所属しているが、東欧諸国とも交流が深い。政治的中立を保つとはいえ、北大西洋条約(NATO)加盟国のノルウェー、デンマークとも協力できる体制にある。その上、中立政策を維持するためにわれわれの国情にみあった強力な自衛力も持っている。

一方、福祉国家としての社会保障制度も、中立政策とともに長い伝統を持っている。その内容としては各種の医療保険、労災保険、失業保険、さらに高度に発達した老齢年金制度がある。加えて出産時の給与の保障、出産後6カ月間の有給休暇、児童手当などさまざまな形での家庭扶助がなされている。このほかにも必要に応じたソーシャルヘルプ(社会保護)がある。このような社会保障制度の主たるねらいは、市民およびその他の生活困窮者に対する救済の責任を国と自治体が共

同で持つことにある。

しかし、このような高福祉政策を維持するためには、他方で国民が高い税金を負担しなければならないという矛盾がある。現在、スウェーデンでは国民総生産（GNP）の65パーセントが税金として国と自治体に吸収されている。このうち45ないし50パーセントの税負担は、ごく普通の平均的給与所得者によってまかなわれている。

一方、高額所得者には限界税が課税される。税制としては所得が上がるにつれて税率が高くなる累進課税方式をとっているが、子供を持った家族の所得が高くなると、さらに児童手当などの補助金が削減されることになる。この結果、子持ち家庭の平均的な税負担率は所得の70ないし75パーセントにも及んでいるのである。

ソ連の脅威と防衛力論争の中で

スウェーデンはいままで外国からは、ひとつの政治的な、また社会的な実験のモデル国だと見られてきた。その理由はいくつかある。たとえばこの150年間スウェーデンは他国と戦争することなく平和を保ってきた。もちろん戦争に近い状態に陥ることはあったが、国家を焦土と化するような戦争は避けることができた。さらに国内的にも民主的な状況が維持されていて、政治的な論争が自由になされる国であるということ。また、社会的な緊張状態があまりないということ。労働市場にしても、時折ストは起こるにしても比較的安定していること。また物質的な生活水準が総体的にみてかなり高いということなどである。

しかし、もちろんその裏側にあるマイナス要因も冷静にみつめなければならない。以下にいくつかそのことを指摘しておきたい。

第1点は、中立政策がはらんでいる問題点である。中立政策の基本は、その国がいかなる外国の圧力に対しても中立を堅持する意志があることを周辺の国々に納得してもらわなければならないということである。中立を守る意志とこの能力があることを、周辺諸国に知らしめることが必要なのである。

スウェーデンの場合、周辺諸国で、あるいは周辺諸国とのあいだでひとたび紛争が起きたときにも、あくまで中立を守ろうとする意志があることは疑いが無い。しかし問題は、そのために必要な能力を持っているかどうかなのである。この場合

の能力とは直接的には自衛のための軍事力である。

その意味から、近年スウェーデンがさらされているひとつの脅威がある。ソビエトのもの（と推定される）潜水艦の領海侵入が与える脅威である。2.3年前に国籍不明の1隻の潜水艦がスウェーデンの海岸で座礁するという事件があった。これがソ連の潜水艦であることは疑いの余地がなかったから、スウェーデンはその事実を国際的に公表した。これに対してソ連はスウェーデンの領海侵犯をしないという声明を出したが、そののちにおいても国籍不明の潜水艦による領海侵犯はあとをたたないのである。

そうした緊迫した状況から、いまスウェーデンの国内では防衛問題が活発に議論されるにいたっている。これについて半年のあいだに世論調査が行われ、各政点はどうのような中立政策のもとでどれほどの防衛力を持つべきかをめぐってお互いに論陣を張っているが、外国艦船の領海侵犯に対しては軍事力で対抗しなければならない、という点では各政党とも一致している。中立政策というものは、それを維持していく上で他国からの侵犯を絶対に許してはならないのである。

高額な税負担に高まる不満

スウェーデンの高福祉政策を支える社会保障制度の持つ矛盾には4つの側面がある。第1は高額な税負担の問題と、それによって引き起こされるインフレと産業・経済のデメリットである。

スウェーデンは現在、西側諸国では最高の課税率を誇っている。自由世界の中で国民の税負担が最高の国である。この高い課税率が実はスウェーデン経済の効率に大きな影響を及ぼしているのである。

スウェーデンの労働・給料生活者組織は、私の理解するところでは日本の労働組合よりも強い立場にある。しかもスウェーデンの労働者は所得の75パーセントを税金として取り立てられているのである。いきおいより高い賃金を要求することになる。つまり高い課税率が高額の賃上げ要求となつてはね返ってくる。そのことがスウェーデン経済のインフレを助長し、対外競争力を失わせ、失業率を高める結果になるという悪循環を生んでいるのである。

スウェーデン経済は現在、西側自由主義社会で

は最高のインフレ率となっている。たしかにこの問題を解決しようと過去いくつかの経済政策がこころみられてきた。1982年には25パーセントの通貨切下げを行い、これによって対外貿易における競争力を高めることができた。しかしそのことも、現在の高額な課税率の生み出す矛盾を解決することにはまだなっていない。

高度な社会保障制度の持つ第2の問題点は、国民のプライドに関わる問題である。先ほども述べたように、スウェーデンの社会保障制度の中には、生活困窮者、所得の少ない人びとに対する最終的な補助・援助制度がある。現在16人に1人のスウェーデン人がこの最終的な保険給付を受けなければならない状況にある。

この中には失業保険だけでは生活がなり立たず、やむをえず生活保護のための援助を受けなければならない人びとがいる。しかし、近年増加してきているのはそれとは異なるタイプの受給者である。その人びとはかつてのような伝統的な意味での生活困窮者ではない。ごく普通の仕事をもち、何人かの子供のいるノーマルな人びとであって、ただ税金を支払ってしまったら、日常生活に支障をきたすほどの金額しか自分の手元に残らないということなのである。

問題はこうした現実が、生活保護を受けざるをえない人びとにとって人間としてのプライドをいぢるしく傷つけることになるということである。あたり前の仕事をしあたり前の給料をもらっていてさえも自分たちの生活が維持できないということは、人間としての自尊心を手ひどく傷つけられることになる。そうした精神的なリスクを回避するために、近年多くの人びとが日常生活の上で国なり自治体に依存しようとする状態から離れつつある。つまり税率をもっと低く抑え、それぞれの生活はそれぞれの能力によって自立的に維持していこうとする考え方が強まってきているのである。

これまではスウェーデンの大多数の人びとは減税は不可能だと考えてきた。もし減税を行えば望ましい日常生活が維持できなくなるだろうと思ってきた。しかしいまでは大多数の国民が、高度な社会保障よりは減税によってむしろ自立した生活をしたいと望むようになってきている。

高福祉が家族の解体をすすめている

第3点は、スウェーデンの社会保障制度が家庭の伝統に及ぼす影響である。スウェーデンの高福祉政策は、反面において昔からの家庭の伝統に深刻な影響を及ぼしつつある。

その第1点は、他のヨーロッパ諸国に比較して出生率が急速に減少してきているということである。子供の数が減ってきているのである。第2点は、国際的にみても離婚率がきわめて高いということである。現在、スウェーデンでは1年間に3万7千人が結婚し、このうち2万1千人が離婚している。このことはスウェーデン社会のもつ伝統的な家族制度が衰退してきていることを如実に示しているとみられる。

この現象は実はスウェーデンにおいて、国あるいは自治体の社会保障責任がより高まっていることと相関関係を持っていて、本来伝統的な家族制度のもとで家族が担っていた役割りを国家や自治体が肩がわりして負担している状況が一方にあるのである。つまりかつて個々の家族が持っていた責任を国または自治体が負う、という社会システムが制度化されているのである。

しかし問題は、家族と国あるいは自治体の責任分担が変わってきたといっても、本来家族が担ってきたパーソナルなケアを公的機関が行うことはもともと不可能だということなのである。スウェーデンは国際比較においても最高齢化社会だといわれてきたし、老人たちはかつてあったような家族との結びつきが失われているとよくいわれる。もしそうであったら、高度な社会保障制度の中で家族との結びつきや、人間と人間との温もりのある関係をどのようにして回復したらよいか。家族をふくめて身近な人びとに対する責任感なり、あるいは社会的連帯感を育てるにはどうしたらよいかについて、スウェーデン社会は明確な答えを用意しなければならないと思われる。

国民に持続する反権力の意志

スウェーデンの社会保障制度の持つ第4の問題点は、人間の自由に対する権利が損われることへの危惧である。私の理解が正しければ、日本は官僚組織の権力がきわめて強い国である。スウェーデンもかつてはそうだったが、いまでは官僚たちの権力はごく狭い範囲に限定されている。その理由は、スウェーデンでは官僚は個人の自由に対する脅威だとみなされているからである。個人が公

平で公正な権利を要求する上で、官僚に権力を持たせることは脅威になるとだれもが考える。

いかなる国においても、官僚制度というものは官僚の権力をより強化しようとする方向に働く。スウェーデンもその点は例外ではなく、伝統的に個人の自由をより統制していこうとするリアクションが中央にはある。それに対する反抗が、つまり反権力のへ意志が国民の側に根強くあるのである。特に近年の税制改革要求つまり減税要求にその反国家権力志向が明らかに認められると思われる。

最後に、この9月15日に行われる総選挙で、スウェーデンの政治情勢がどのように変化するか、その点について私の考えを述べてみたい。

最近の世論調査によると、社会民主党をのぞく3つの非社会主義政党が5パーセント勢力を伸ば

すだろうと予想されている。ただしかりに革新から保守へと政権交替がなされたとしても、スウェーデンの中立政策には変わりがないと思われる。いまこの中立政策をめぐって嵐のような論争が行われているが、もし保守政権になったときには、他国からの脅威に対抗しうる軍事防衛力の増大を、という意見が強まるものと考えられる。

国内的には限界税をはじめとして減税措置がとられ、経済構造の再編成がめざされることになる。このことはスウェーデンの社会保障制度そのものの構造転換を促すことにもなるだろう。国や自治体の責任範囲を限定し、家庭における自助努力と国民の自立した生活設計が求められることになると思われる。なぜならそのことがスウェーデン社会の活性化と、国民の自立心の向上を促すことに通じると思われるからである。

<Göteborg通信>

イヨーテボリィと「揚げ豆腐」

会員 三 瓶 恵 子

Ms. Keiko Kjellsson-Sampe

工場の夏季一斉休業 Industrisemester が今年も7月13日から始まり、皆どこかへ行ってしまったので住宅地域はどこも閑散としています。商店等も休暇中のところが多く、国内・国外からやって来た旅行者達が手もちぶさたのようすで街をそぞろ歩いています。

前々回の Göteborg 通信で Göteborg を「イヨーテボリィ」と書いたことに対して、こちらに住んでいる友人から「まちがいではないか」との指摘があったので、今回はそのことを中心に発音表記についていろいろ考えたことを書いてみたいと思

います。

- 彼の主張を要約すると次のようになります。
1. Göteborg は「G」の発音をはっきり示すために「イ」の音を強調し、「イェテボリ」と書くべきである。
 2. 「イヨーテボリィ」と書いて、そのまま発音してもスウェーデン人にはわかってもらえない。発音してわかってもらえるように書くべきである。
 3. Göteborg という一つのことばに対して日

本語でいろいろ異なる表記法があるのは好ましくない。

4. 土地の名称はその土地で用いられている発音によって表記されるべきである。

私は今まであまり深く考えずに Göteborg は「イヨーテボリィ」と書いたり「イヨーテボリィ」と書いたりしてきました。自分では前者のように表わすのが私の発音に一番近いと思っています。それにもかかわらず時々後者のように書くのは、文字にした時に前者はなんとなくあまり美しくないような気がするからです。

大体、根本的に日本語以外の言語を日本語の表記法であらわすこと自体が不可能であるわけなのですが、私も彼の主張の第3の点には賛成します。「イヨーテボリィ」、「イェテボリィ」はまだ近い方で、同じ場所をさすのだろうとわかるでしょうが、これに英語読み、ドイツ語読みの「ゴーセンバーグ」、「ゲーテボルグ」が加わると、まったく同一の都市だと思いが困難でしょう。でもそこで問題になってくるのは、ではどういう原則でどの「名称」を採用するか、それを日

本語でどのように「表記」するかということだと
 思います。

ここでちょっと脱線しますが、井上ひさしのエッセイ等に彼が東北各地の方言に大変苦労したことがよく書かれてあります。私は東北弁は（特に東北各地のことばのちがいが等については）詳しく知らないのですが、「シ」が「ス」と発音されることがあるようです。とすると、今仮りに「獅子町」という地名が東北のどこかにあるとすると、その土地では「獅子町」を「ススマチ」と呼んでいるのではないかと思います。ところで先の彼のいうところの第4点に従えば、町の名前は「スス町」と書くべきだということになります。これはやはり不都合のような気がします。「ススマチ——但し当地の発音による。標準語ではシスマチ——」と注釈をいれるのも毎回のことになるとわずらわしいでしょうし。

ここでまた話がとびますが、どこかで「英語を全然知らないのに英会話のうまいおじさん」のことについて読んだことがあるのを思い出したのでちょっとふれたいと思います。話の大筋は、ある英語のうまい人が飛行機の中で隣にすわったおじさんに、「こういう場合には英語でどういうのか」ということを、2、3尋ねられ、教えてあげた。おじさんはさかんにうなずきながら手帳に書きとめていた。旅行のあとでまたそのおじさんであったが、英語を教えてあげたことに対して大変感謝された。その人がおじさんの手帳を見るとたとえば「乗り物から降りる時一揚げ豆腐」という具合に書いてあった、というものです。もちろん「揚げ豆腐」は「アイ・ゲット・オフ I get off」で、たしかに「アイ・ゲット・オフ」より「揚げ豆腐」と言った方がより本物の発音に近くなります。しかしだからといって「I get off」を「揚げ豆腐」と表記するわけにはいかないでしょう。従って先の彼の主張の第2点も制限なしにはうけいれられ

ないのではないかと思います。

先の彼の主張の第1の点については、彼の言う「イェテポリ」もわからないことはない——つまりそう書いてあってもそれほど抵抗はない——ですが、自分ではあまり書きたくありません。なぜかという他に「Gö……」で始まることばを表わす場合に困ってしまうからです。たとえば19世紀の教育改革家に Geijer という人がいるのですが、この人の名前にこそ「イェイエル」というふうに「イェ……」が用いられるべきだと考えるからです。（Geijerの「J」の発音表記もこれまたやっかいなのですがここではふれないことにします。）

こういうふうにいるいろいろと考えてきますと先の彼の主張の第3点——一つのスウェーデンの地名に対して一つの日本語表記が対応すべきだ——ということに原則的に賛成するにしても、はたしてそれを誰が決めるのか、その決定に拘束力はあるのか、つまり異なる方法で書いてはいけないのか、というような問題点が出てくると思われます。前に書いたような「イヨーテポリイ」よりは「ヨーテポリイ」の方が視覚的によいのではないかと感ずる個人の好みをどうするのか。スウェーデン標準語——ウップランド uppland 地方のことばとされているようです——に慣れている日本人の耳とスコンスカ Skånska 等の方言に慣れている日本人の耳はちがうでしょう。RとL、VとBの区別のない日本語の表記でそのちがいをどう表現するのか、スウェーデン語の9つの母音を日本語の5つの母音でどう書きわけするのか、100%の回答はないような気がします。「スエーデン」という表記からいつのまにか「スウェーデン」にかわってきたように、時間がたつにつれだんだんと一応のところにおちついたり、あるいはまた変わったたりしていくのでしょうか。

ではまた。イヨーテポリイ市郊外アングレードのハンマルクッレンに住むケイコより。

高令社会調査視察団帰国す

予て、本誌上にてご紹介しました高令社会調査視察団の三浦文夫団長ほか一行19名の方々は、去る8月24日出発し、予定通り、ハンガリー、オーストリー、西ドイツ、スウェーデンおよびデンマーク計5ヶ国を歴訪し、各国の高令化対策の実態ならびに問題点を調査し、9月7日無事帰国された。

この調査視察の結果は、いずれ、本誌上掲載または報告会開催等により、会員各位に紹介される予定であります。